

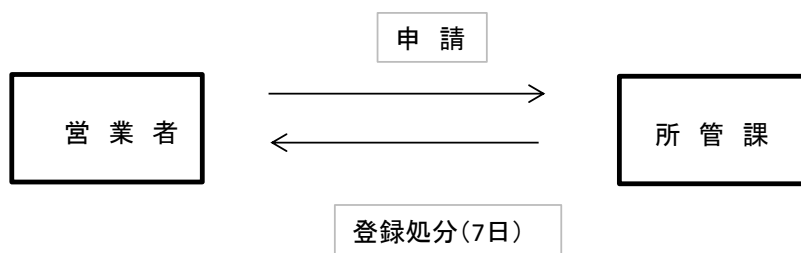
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 195

処 分 名	衛生検査所の登録事項変更登録	
処 分 の 概 要	衛生検査所の登録事項の変更を行う。	
根 拠 法 令 名	臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律76号)	
条 項	第20条の4第1項	
所 管 課	医事薬事課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	7日	
標準処理期間	計	7日
判 断 基 準	臨床検査技師等に関する法律第20条の4第2項により、第20条の3第2項を準用する。	
【根拠法令等】	臨床検査技師等に関する法律	
	第20条の4	
	第1項 登録を受けた衛生検査所の開設者は、その衛生検査所について、前条第三項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、その衛生検査所の所在地の都道府県知事の登録の変更を受けなければならない。	
	第2項 前条第二項の規定は、前項の登録の変更について準用する。	
	第20条の3	
	第2項 都道府県知事は、前項の登録(以下「登録」という。)の申請があつた場合において、その申請に係る衛生検査所の構造設備、管理組織その他の事項が第二条に規定する検査の業務(以下「検査業務」という。)を適正に行うために必要な厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるとき、又はその申請者が第二十条の七の規定により登録を取り消され、取消しの日から二年を経過していないものであるときは、登録をしてはならない。	
	第3項 登録は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。	
	一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)	
	二 衛生検査所の名称及び所在地	
	三 検査業務の内容	
	臨床検査技師等に関する法律施行規則	
	第十四条 法第二十条の四第一項に規定する登録の変更を受けようとする衛生検査所の開設者は、様式第七による申請書に前条に規定する登録証明書を添え、これをその衛生検査所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。	
	2 都道府県知事は、登録の変更をしたときは、前項の規定により提出された登録証明書にその旨を記載し、交付するものとする。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。